

ふるさと納税とは？

■制度がつけられた背景

都市と地方の税収の格差が広がっていることや、多くの方が生まれ育った「ふるさと」に大きな郷土愛を持っていることなどを背景に、個人住民税における寄附金税制の拡充策のひとつとして「ふるさと納税制度」が創設されました。

■ふるさと納税制度のしくみ

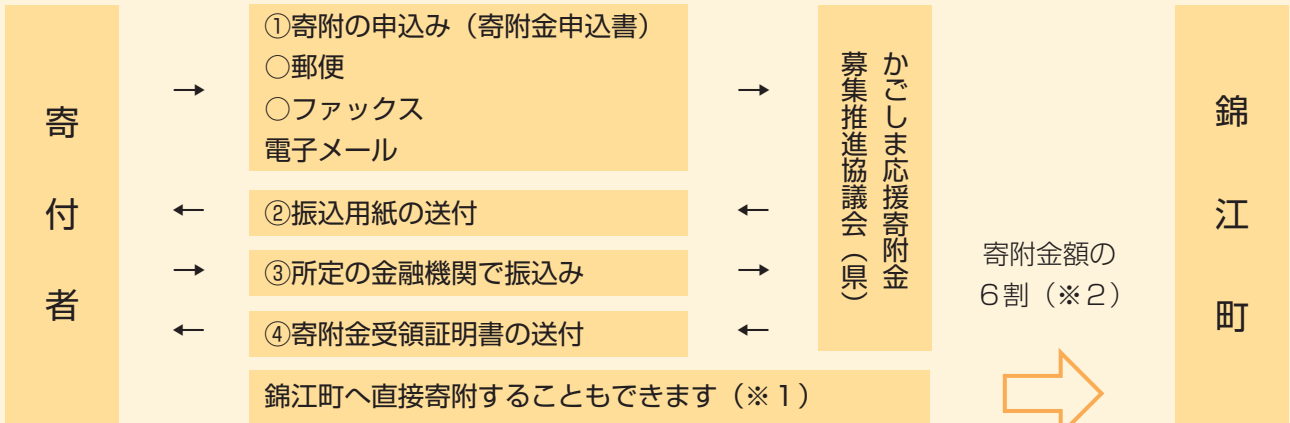
他の自治体にお住まいの方が、出身地などの自治体に寄附された場合、寄附金額から5千円を差し引いた金額が、個人住民税所得割額のおおむね1割を上限に、翌年度の個人住民税などから全額控除されるしくみです。

「ふるさと納税」は税金ではなく、あくまでも「ふるさと」への寄附金であり、個人住民税などの一部を「ふるさと」の自治体に納付するかたちとなることから「ふるさと納税」と呼ばれています。

※地方税制の改正により、地方自治体への寄附金に係る個人住民税の寄附金税制が大幅に拡充されました。

※この制度は、平成20年1月1日以降の寄附金から適用されます。

ふるさと納税による寄附の手続き

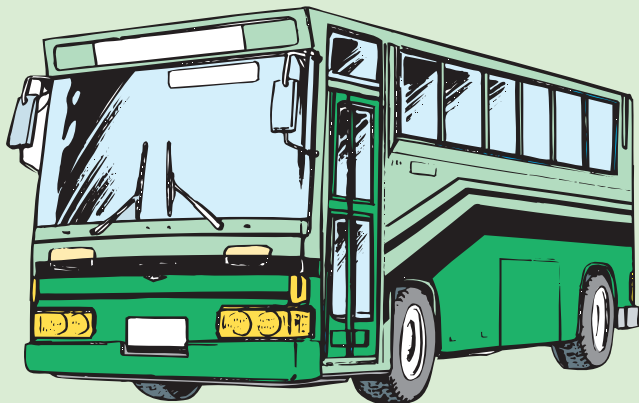


- ※1 錦江町に直接寄附いただいた場合は、寄附金の全額が錦江町に入ります。手続きの流れは協議会の場合とおおむね同じですが、申込書の様式等が異なります。
- ※2 協議会に寄附される場合、寄附先の市町村を指定した場合、6割が指定市町村へ配分されます。市町村の指定がない場合には、6割が人口割等で全市町村に配分されます。

お問い合わせ
錦江町役場
総務課・財政チーム
☎ 0994-22-0511

田代地区コミュニティバス運行開始

10月1日より、田代地区でもコミュニティバスを無料運行いたします。
時刻表につきましては、9月末までに配布する予定です。
ぜひ、ご利用ください。



※田代中学校スクールバスと、路線バス（内ノ牧）が統一されます。
（中学生と一般乗客が同じバスを利用します）

お問い合わせ
錦江町役場 企画課
☎ 0994-22-3032